

# 令和8年度木津川市産業競争力強化支援事業ガイドライン

## 1 事業目的

この事業は、木津川市内に事業所を有する企業や個人事業者等を対象に、自己の製品及びサービスの競争力強化を推進するため、認証・知的財産権の取得、展示会等への出展、販路拡大、商品開発、スタートアップ、人材育成、雇用促進、BCP・セキュリティ対策を目的とした新規の取組に要した経費の一部を補助します。

## 2 募集期間

令和8年4月17日（金）から令和8年6月30日（火）

## 3 補助対象者

- ① 市内に事業所を有する企業又は個人事業者
- ② 市内に事業所を有する2者以上で構成された団体等※  
(※ 代表者、構成員及び決算方法の定めのあるものに限りませす。)

市税を滞納している者は、補助の対象者となりません。

## 4 事業内容

事業ごとに、対象となる事業内容や経費を示していますので、申請にあたっては事前に補助対象経費を確認の上、対象外の事業及び経費を計上することがないように留意してください。なお、補助対象経費は、消費税及び地方消費税は、除いた額で計上ください。

### 1 認証取得事業

(概要)

競争力の強化に資すると認められる認証の取得を支援します。

※会社に対する認証の取得が対象となり、個人に対する取得は7.人材育成（リスキリング）事業が対象となります。

(対象となる認証)

- ① 国際標準化機構が定めるもの（ISOシリーズ）
- ② 国際的な政府間機関が実施するもの（HACCP、グローバルギャップ等）
- ③ 国又は京都府が実施するもの（JAS、JIS、エコファーマー、知恵の経営等）
- ④ ③の委託又は指定を受けた登録機関等が実施するもの（エコアクション21等）

- ⑤ その他本市の産業競争力の強化に資するもの（ハラル認証等）

（対象となる経費）

- ① 審査、登録に係る登録審査料
- ② コンサルタントに委託するコンサルティング料 等

特許等の権利に該当するものは対象となりません。

また、認証基準を満たすために必要となる間接的な経費（備品購入費、機械更新費等）、認証の取得後に発生する経費は補助の対象となりません。

## 2 知的財産権取得事業

（概要）

市内産業の価値及び資質の向上を図ることを目的とした知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得を支援します。

（対象となる知的財産権）

特許権、実用新案権、意匠権、商標権

（対象となる経費）

- ① 出願料、電子化手数料及び審査請求料

## 3 展示会等出展事業

（概要）

販路拡大のための展示会、見本市及び商談会等への出展を支援します。

（対象となる展示会等）

国内外で開催される、自己の製品又はサービスを不特定多数に展示若しくは宣伝するための展示会、見本市や販路拡大のための商談会であって、物産展等販売を主たる目的としないもの

自己で企画・主催するものや、複数の企業・団体等で共同出展するものは対象となりません。

ただし、先端技術や地域のリソースを生かした共創プロジェクトや共同出展等であって、補助対象者が支払う経費を明確に区別できる場合は、対象とします。

（対象となる経費）

- ① 主催者に支払う出展料
- ② ブース、小間等を一体的に装飾するための展示装飾料
- ③ 展示品等輸送費
- ④ 出展期間中に必要となる1人分の宿泊旅費

（※ 木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年3月12日条例第49条）に準じます。）

（※ 旅費の対象範囲や上限額は、「7 Q&Aの【Q15】」を参照してください。）

⑤ 出展に必要な通訳、翻訳費 等

天災地変等の事由によって展示会が中止や延期された場合のキャンセル料は対象とします。  
汎用性の高いノートパソコンやタブレット等の機器購入やチラシ等の配布を主目的とする印刷物に係る経費は補助の対象となりません。

4 販路拡大事業

(概要)

新たな販売先の獲得又は新商品・サービスの販路拡大を目的とする新たな取組を支援します。

(対象となる取組)

- ① グループウェア、顧客管理ツール、営業支援ツール、WEB 会議システム等の IT ツールの導入
- ② 自社の商品やサービスの販売を目的としたネット販売システムの構築・導入
- ③ 動画・SNS 等の情報媒体作成 等

既存の事業活動に含まれるものは対象となりません。

(対象となる経費)

- ① グループウェア、顧客管理ツール等の IT ツール導入費
- ② ネット販売システム等の EC システム等の導入費
- ③ 自社商品・サービスの販売促進に係る動画作成費
- ④ SNS 広告等に係る委託費又は運用費 等

印刷物であるカタログやパンフレット等の印刷や発送に係る経費、自己の商品やサービスに係る設備及び生産に係る経費は補助の対象となりません。

5 商品開発事業

(概要)

市内産業の強化を目的とした新商品開発を支援します。

(対象となる取組)

新製品の開発

(対象となる経費)

- ① 新製品の開発又は試作に係る原材料費
- ② 器具等を借用した際の設備等借入費
- ③ 委託費
- ④ 広告宣伝費

⑤ 梱包運搬費及び消耗品費

令和9年1月までに商品が完成しない場合は、補助の対象となりません。

6 スタートアップ事業

(概要)

創業及び第二創業、スタートアップの事業の加速化を目的とする取組を支援します。

(対象となる取組)

木津川市内にて創業及び第二創業に係る取組

(対象となる経費)

- ① 新規賃借料等（市内で新たに開設する店舗等の賃料、共益費及び仲介手数料に限る。）
- ② 工事費（新たに設ける市内の店舗等の外装及び内装などの工事費用。ただし、自己の居住用に供するものは除く。）
- ③ 備品等の購入費及びリース料
- ④ 広告宣伝費

備品等の購入費及びリース料においては、パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、自動車等汎用性の高いもの及び取得費が10万円以下のものは対象となりません。

7 人材育成（リスキリング）事業

(概要)

事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技術を習得させることを目的とする取組を支援します。

(対象となる取組)

- ① 研修・講習
- ② 試験

(対象となる経費)

- ① 受講費及び業務に係る資格取得に伴う受験料

事業主が企画及び主催するものは対象となりません。

8 雇用促進事業

(概要)

雇用促進を目的とする取組を支援します。

(対象となる取組)

- ① 求人を目的とするウェブサイトの利用
- ② 合同企業説明会の出展

(対象となる経費)

- ① 求人を目的とするウェブサイトの利用に要する広告宣伝費
- ② 合同企業説明会の出展に要する会場借上げ費及び職業紹介事業者への報酬

## 9 BCP・サイバーセキュリティ対策事業

---

(概要)

BCPの策定及び促進並びにサイバーセキュリティ対策を目的とする取組を支援します。

(対象となる取組)

- ① BCP策定に伴うコンサルティング委託
- ② 災害対策に向けた取組
- ③ サイバーセキュリティに向けた取組

(対象となる経費)

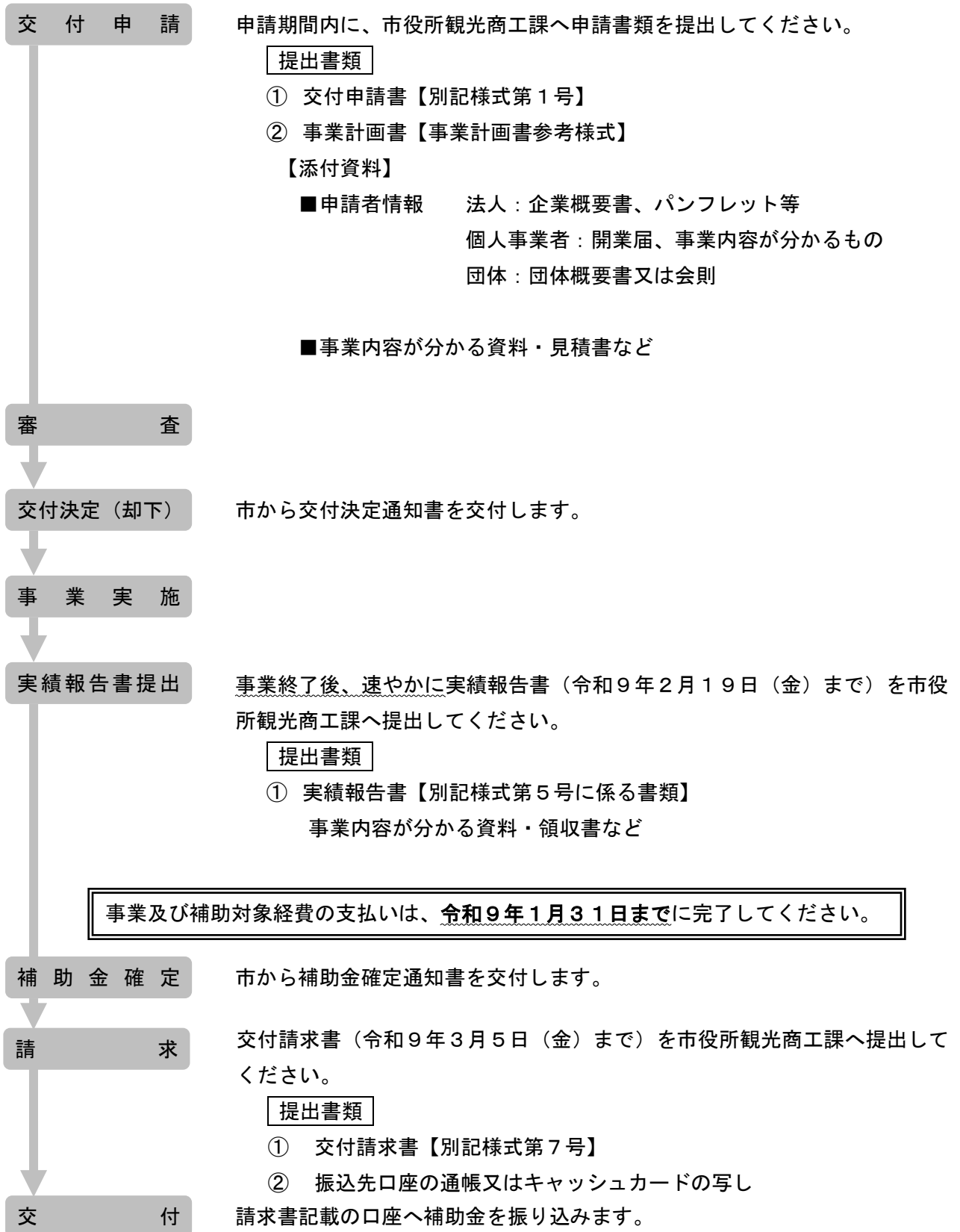
- ① BCP策定に伴うコンサルタントに委託するコンサルティング料
- ② 災害時対応備蓄品
- ③ 安否確認システム等システム導入費
- ④ データバックアップ専用のサーバー（NAS）及びクラウドサービスによるデータのバックアップ利用費
- ⑤ 基幹システムのクラウド化導入費
- ⑥ 耐震診断等災害対策費
- ⑦ サイバーセキュリティに係る機器及びソフトの導入費 等

サイバーセキュリティに係る機器及びソフトの導入費については、パソコン、タブレット、スマートフォン等汎用性の高いものは対象となりません。

## 6 補助対象経費及び補助金額

事業名	事業概要	補助対象経費	補助金額
認証取得事業	認証の取得	審査登録料、コンサルティング料など	補助対象経費の1/2以内 上限20万円
知的財産権取得	知的財産権の取得	出願料、電子化手数料、審査請求料	補助対象経費の1/2以内 上限10万円
展示会等出展事業	販売を主目的としない展示会・商談会などへの参加	出展料、展示装飾料、宿泊旅費（1名分）など	補助対象経費の1/2以内 上限20万円
販路拡大事業	新規販売先の獲得又は新商品等の販路拡大を目的とした新たな取組	ITツール導入費用、ネット販売システムの構築など	補助対象経費の1/2以内 上限20万円
商品開発事業	市内産業の強化を目的とした新商品開発に係る取組	原材料費、設備等借入費、広告宣伝費など	補助対象経費の1/2以内 上限30万円
スタートアップ事業	創業・第二創業、またはスタートアップに係る取組	工事費、備品等の購入費、広告宣伝費など	補助対象経費の1/2以内 上限30万円
人材育成（リスキリング）事業	事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識等を習得させる取組	受講費、資格取得に伴う受験料	補助対象経費の1/2以内 上限5万円
雇用促進事業	求人広告の掲載や人材紹介サービスの利用等雇用を図る取組	合同企業説明会の出展に要する会場借上費など	補助対象経費の1/2以内 上限10万円
BCP・セキュリティ対策事業	BCPの策定や促進、セキュリティ対策にあたる取組	コンサルティング料、災害時対応備品費など	補助対象経費の1/2以内 上限10万円

## 6 申請の流れ



## 7 Q & A

Q 1 補助金の申請は1事業者につき1つのみですか？

A 1 全ての事業に申請いただけます。

Q 2 申請期間中に交付申請すれば、補助金は交付されますか？

A 2 予算額に限りがありますので、申請額が予算額を超えた場合は、審査基準に基づき点数の高い申請者から交付者を決定します。

Q 3 事業計画書には、どのような内容を記載すればいいですか？

A 3 別添「事業計画書参考様式」を参照してください。

Q 4 交付決定を受けるまでの間に着手した経費も対象となりますか？

A 4 交付決定日前に着手又は完了した経費は、本年度内で完結する事業の経費であれば、事業の対象です。

Q 5 領収書がない（発行されない）場合は、実績報告書に添付の必要はありませんか？

A 5 領収書がない（発行されない）場合は、以下の書類のいずれかを添付してください。

- ・預金通帳（該当箇所）の写し
- ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
- ・払込受付書（金融機関の押印のあるもの）の写し
- ・その他、入出金の証明になるもの

なお、請求書及び領収書の名義は、団体等を含め、補助対象者である必要があります。また、レシート等で名義欄が無いものは、無人精算機等、やむを得ない場合に限り対象とします。

Q 6 認証等が取得できなかった場合や新規取組が完了しなかった場合は、補助の対象となりますか？

A 6 認証等取得ができなかった場合、新規取組が完了しなかった場合は、全ての経費が補助の対象となりませんので、変更交付申請書により事業の中止の手続を行う必要があります。また、出展を予定していた展示会等に出展できなかった場合も前述のとおりです。ただし、天災地変等の事由によって展示会等が中止や延期された場合のキャンセル料は対象とします。この場合、展示会等がやむを得ず中止や延期になった事実が確認できる書類を提出してください。

Q 7 認証の取得が2か年に渡る場合、2年分の経費が対象となりますか？

A 7 認証取得に複数年を要する場合は、取得見込年度に申請を行い、当該認証取得に係る過年度に支払済みの経費も補助の対象です。なお、認証取得を見込んでいたにも関わらず、取得できなかった場合は、Q 6の例によります。

Q 8 展示会等へ同時に2ブースを出展する場合、両方のブースに係る経費が対象になりますか？

A 8 対象になりますが、補助金の上限額は1補助対象者あたりの額です。

Q 9 販路拡大事業において、看板やチラシ作成は対象となりますか？

A 9 対象となりません。ICTを活用した販路拡大事業が対象となります。

Q 10 スタートアップ事業において、未創業での申請は可能ですか。また、資本金・出資金額や従業員数はどのように記載すればよいですか？

A 10 未創業での申請は可能ですが、交付申請を行った日の属する年度の1月末までに創業できない場合は、補助対象外となります。また、未創業での申請の場合、資本金・出資金額や従業員数は見込みで記載ください。

Q 1 1 人材育成（リスクリング）事業において、普通自動車第一種運転免許は対象となりますか？

A 1 1 汎用性の高い資格については、対象となりません。

Q 1 2 市内に主たる事務所を置く者と市外に主たる事務所を置く者が団体として出展する展示会等の場合、補助上限額はどのように取扱いますか？

A 1 2 団体の会則に記載の主たる事務所所在地により判断します。

Q 1 3 「市内事業所に係る経費」が算出できない場合は、どのように取扱いますか？

A 1 3 補助対象経費は、「市内産業力の強化」という事業趣旨を踏まえ、市内事業所に係る経費としていただいております。しかしながら、市内外に複数の事業所を有する企業や事業者にとっては、市内事業所に係る経費の算出が難しいことが想定されます。

よって、いずれの場合も、事業に要した対象経費の全てを補助対象経費としつつも、市外に主たる事務所を有する者については、補助上限額を市内に主たる事務所を置く者に比べ半減することで、市内を拠点とし活動する企業や事業者にも有利とする内容としています。

例 1) 市内に主たる事業所を置く企業A社が展示会等へ出展

**A**

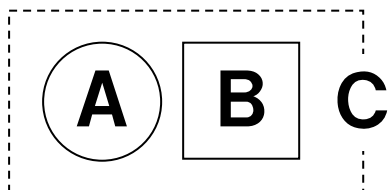
補助対象経費：全ての経費  
補助金の額：1/2（上限20万円）

例 2) 市外に主たる事業所を置く企業B社が展示会等へ出展

**B**

補助対象経費：全ての経費  
補助金の額：1/2（上限10万円）

例 3) 市内に主たる事務所を置く企業A社と市外に主たる事業所を置く企業B社が構成員の団体C（主たる事務所：市内）が展示会等へ出展

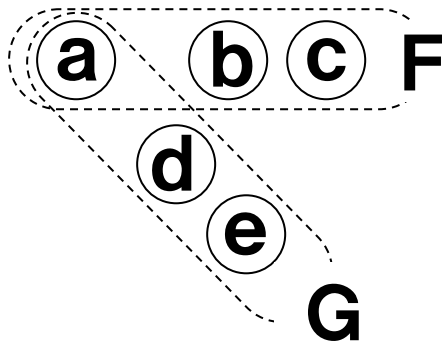


補助対象経費：全ての経費  
補助金の額：1/2（上限20万円）

Q 1 4 1 者が2つの団体の構成員となった場合、それぞれが事業の対象者となることはできますか？

A 1 4 それぞれの団体で代表者、構成員、決算方法の定めや会則等があり、別々の団体であると認められる場合は、事業の対象です。

例1) 団体F（構成員：a, b, c）と団体G（構成員：a, d, e）が展示会等へ出展



団体F, Gそれぞれに補助上限額を適用  
補助対象経費：Q 1 3の例による  
補助金の額：Q 1 3の例による

Q 1 5 補助の対象となる経費を詳しく教えてください。

A 1 5 用語の定義は次のとおりです。

【参考】

●コンサルティング料

外部専門家等に支払うもので導入教育、計画、マニュアル作成等のための指導に係る費用、謝金、旅費等

●展示装飾料

小間等を一体的に装飾するための経費（消耗品費、リース料、光熱費、設備工事費等）

※配布を主目的とするチラシ等の印刷物等、小間の装飾以外に係る経費は、対象になりません。

※汎用性の高いノートパソコンやタブレット、スマートフォン等の購入代は該当しません。

※POP作成のためのラミネーター、モニター、プロジェクターの購入代は該当しません。

ただし、展示装飾料（備品リース料）なので、リースは含みます。

※企業概要DVD製作費は、展示会で流す場合は対象です。

●展示品輸送費

運送会社への委託費、レンタカー借上費等

※自家用車等で輸送するためのガソリン代は、事業に要した分と自家消費分の区別が難しいため、対象としません。

● 1 人分の宿泊旅費

木津川市職員等の旅費に関する条例に準じた金額とし、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料。

・ 鉄道賃

運賃、急行料金（片道 50km 以上）、座席指定料金（片道 100km 以上）

・ 船賃、航空賃

支払った旅客運賃（エコノミークラス相当に限る）

・ 車賃

路程に応じ 1 キロメートルにつき 37 円

・ 宿泊賃

1 夜につき最大 21,000 円以内（都道府県による）

● 通訳・翻訳費

国外の出展や国内の展示会等において外国人を対象とするもの場合、通訳人の雇用費等

● IT ツール

新たな販路拡大のために導入されるグループウェア、顧客管理ツール、営業支援ツール又は WEB 会議システム等のソフトウェア製品、クラウドサービスをいう。

● ネット販売システム

自社の商品やサービスをインターネット上に置いたウェブサイトで販売する手法をいう。

● 設備等借入費

機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額とする。

● 広告宣伝費

パンフレット、カタログ、名刺、試作品のパッケージ、ダイレクトメール、販促品等の作成に要する経費

● 梱包運搬費

製品、資材等の梱包又は運搬に要する経費

● 消耗品費

試作品製作に必要な少額の物品の購入費

● 備品等

パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、車など事務機器、家電製品、輸送用機械器具に係る汎用性の高い製品以外の備品※取得費 10 万以下のものは除く

● サイバーセキュリティに係る機器

パソコン、タブレット、スマートフォンなど事務機器、家電製品に係る汎用性の高い製品以外の機器であり、かつサイバーセキュリティにのみ活用できる機器

